

令和7年10月1日第7回債権者集会について（令和7年9月29日）

本破産事件は、債権者数が1100名以上（破産申立書訂正書記載）と多数です。同集会の進行を円滑化するため、第1回から第6回までの債権者集会同様に、第7回債権者集会で配布する1から4の書類を、事前にこの破産管財人の所属する法律事務所のホームページで開示いたします。

- 1 破産管財人の報告書
- 2 財産目録
- 3 収支計算書
- 4 貸借対照表

以上

令和3年（フ）第7615号

破産管財人の報告書

令和7年10月1日

東京地方裁判所民事第20部 合議C係 御中

破 産 者 株式会社総合電商

破産管財人弁護士 服 部 秀 一



第1 管財業務の遂行及び調査

破産管財人が行った管財業務の概要（令和7年6月11日第6回債権者集会以降のもの）は、以下のとおりである。

1 回収業務

(1) 保険

保険金請求完了

(2) 預金

回収完了

(3) 電気料金回収・支払

供託された電気料金9,298,457円の還付により完了

2 高圧受電設備関連業務

(1) 高圧受電設備の多重譲渡の問い合わせ（当破産管財人の所属する法律事務所のホームページに令和4年7月14日に掲示したもの）

問い合わせ41件（247施設）

(2) 高圧受電設備の現地見分 492施設

(総合電商と電気需給契約が締結されている高圧受電設備は506施設)

3 刑事手続

第2 破産財団の現状

現在の破産財団の現況は、添付財産目録、収支計算書及び貸借対照表のとおりである。

第3 債権者・債権届出

1 債権者

破産手続開始申立書の訂正書による債権者総数は1100名、債権総額は18億8187万4817円である。

2 債権届出

一般破産債権の届出は、799名、合計84億2319万4833円(劣後債権を除く。)である。破産管財人が認める一般破産債権(劣後債権を除く。)の額は58億1392万8910円である。

労働債権(財団債権)は、49名、債権金額合計は2645万5928円である。

優先的破産債権として認める額は565万7207円である。

交付要求額は、本税6022万4223円である。

電気料金計算のための主任技術者への手数料、水道料金、賃料等の財団債権として、3424万0433円がある。

第4 訴訟・裁判(IからV 合計117件)

I 高圧受電設備の所有権に関するもの

- (1) 高圧受電設備のリース業者の破産管財人に対する、高圧受電設備の引渡・所有権確認（電力需給者が訴訟参加）

⇒ 令和6年8月29日判決〔確定〕

高圧受電設備の所有権は破産財団に属する。リース業者の高圧受電設備の引渡請求を却下。

訴訟参加した電気需要者の、無償譲渡特約による所有権取得は認めない。

- (2) 動産譲渡登記を経由した高圧受電設備の買主の破産管財人に対する、53施設の高圧受電設備の所有権確認（電力需給者・多重譲渡を受けた他の買主、高圧受電設備製造者が訴訟参加）

⇒ 令和6年1月19日一部判決〔確定〕

42施設の高圧受電設備について動産譲渡登記を有する買主の所有を認める。3施設について電気需要者の即時取得（民法第192条）を認める。

⇒ 2施設については訴え取下げ（高圧受電設備撤去済み）

⇒ 令和6年11月29日に一部判決

4施設について、動産譲渡登記を有する買主の所有を認める。

- (3) 高圧受電設備の買主の破産管財人に対する、高圧受電設備の所有権確認及び高圧受電設備の賃料の財団債権としての支払請求

⇒ 令和5年4月13日 原告は請求を放棄。

- (4) 電力需給者の破産管財人に対する、コンビニエンスストアに設置された高圧受電設備9施設の撤去請求（高圧受電設備の買主が訴訟参加）

⇒ 令和6年7月19日和解

破産管財人は高圧受電設備9施設を撤去する。

- (5) 高圧受電設備の買主の破産管財人に対する、高圧受電設備 1 施設の所有権確認及び高圧受電設備の賃料の財団債権としての支払請求（電力需給者が訴訟参加）

⇒ 令和 6 年 1 2 月 2 日判決〔確定〕

買主の所有権確認、財団債権支払請求を、いずれも棄却

- (6) 高圧受電設備の買主の破産管財人に対する、高圧受電設備 3 施設の所有権確認（多重譲渡を受けた他の買主が訴訟参加）

⇒ 令和 7 年 2 月 2 0 日判決〔確定〕

買主の所有権確認請求を棄却

- (注) 多重譲渡を受けた他の買主が訴訟参加したが、その参加者は所有権確認の請求を放棄（令和 6 年 9 月 4 日）。

- (7) 高圧受電設備の買主の破産管財人に対する、高圧受電設備 7 施設の所有権確認

⇒ 令和 6 年 1 2 月 2 0 日判決〔確定〕

買主の所有権確認請求を棄却

- (8) 電力需給者に対する破産管財人からの、高圧受電設備が破産財団の所属であることの確認請求

⇒ 令和 6 年 8 月 2 9 日判決〔確定〕

電気供給契約に定められた高圧受電設備の無償譲渡特約による所有権取得を認めない。

- (9) 破産管財人の電力需要者に対する高圧受電設備の所有権確認

⇒ 令和 7 年 1 月 3 0 日和解

買主は高圧受電設備を 2 7 2 万円で買取る。

- (10) 高圧受電設備についての、多重譲渡の買主 1 名から破産管財人に対す

る所有権確認

⇒ 令和7年1月28日訴え取下

- (11) 高圧受電設備についての、多重譲渡の買主1名から破産管財人に対する所有権確認

⇒ 令和7年4月9日訴え取下

II 不当利得返還請求

- (12) 破産管財人から金銭貸付者に対する、㈱総合電商の借入についての過払金（利息制限法超過部分）返還請求

⇒ 令和6年10月23日判決〔確定〕

破産管財人に3億6082万円を支払え。

- (13) 破産管財人から金銭貸付者に対する、㈱総合電商の借入についての過払金（利息制限法超過部分）返還請求

⇒ 令和6年1月17日和解

金銭貸付者死亡により相続人2名が破産管財人に200万円を支払う。

- (14) ㈱総合電商からの振込金の受領者に対する返還請求

⇒ 令和7年3月18日第一審判決〔控訴審理中〕

破産管財人からの返還請求を棄却

- (15) ㈱総合電商からの振込金の受領者に対する返還請求

⇒ 令和5年11月17日判決〔確定〕

被告は9800万円を支払え。

- (16) ㈱総合電商からの振込金の受領者に対する返還請求

⇒ 第一審審理中

Ⅲ 電気料金支払請求

(17) 破産管財人の電力需要者に対する電気料金の支払請求（被告6名）

⇒・令和5年9月25日判決（被告1名に対し27万2246円を支払う）。

・令和5年7月26日和解（被告1名は、52万5161円を支払う）。

・令和5年8月8日，同月9日，同月22日，同年9月6日に訴え一部
取下げ（被告4名から1006万6713円の支払あり）。

(18) 破産管財人の電力需要者に対する電気料金の支払請求（被告5名，参加
人1名）

⇒ 被告5名全員が未払電気料金を供託したため被告5名に対して訴え
取下げ（令和5年11月1日、令和6年2月1日、同年4月1日）。参
加人（電気料金債権の帰属を主張する者）については，同参加人を被告
として(19)の訴えを提起。

(19) 破産管財人の電力需要者に対する電気料金に係る供託金の還付請求権
確認請求

⇒ 令和7年9月1日和解

破産管財人は供託金還付請求権9, 298, 457円を取得。

Ⅳ その他

(20) カード会社の破産管財人に対する，法人カードの破産手続開始決定後の
使用による代金の支払請求

⇒ 令和6年5月9日訴え取下げ（カード利用者が使用料金たる財団債権
支払い）。

(21) 破産管財人から(株)総合電商名義の車両を無断売却した者に対する，損害

賠償請求

⇒ 令和5年11月28日和解

破産管財人に200万円を支払う。

- (22) (株)総合電商所有の高圧受電設備についての譲渡担保設定契約の無効に基づく、破産管財人から担保権主張者に対する、高圧受電設備の所有権確認

⇒ 令和5年11月28日和解

高圧受電設備42施設の所有権が破産財団に属することの確認。

- (23) (株)総合電商からの株式の譲受人から発行会社に対する、株式譲渡承認請求及び名義書換請求について、破産管財人が訴訟参加

⇒ 第一審審理中

(注) 関連保全事件4件は、令和7年9月23日最高裁判所の決定で、破産管財人勝訴・終了。

V 否認請求

破産法第174条に基づき、電力需給者への高圧受電設備の無償譲渡特約の効力を否定することの申立て 76件

⇒ 令和6年6月27日 否認決定 18件

訴え取下げ 58件

⇒ 否認決定18件中、8件に関し、否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え（4件の訴訟）あり。

⇒ 令和7年3月31日和解（1件）

電力需給者は高圧受電設備を110万円で購入する。

⇒ 令和7年3月18日第一審判決（1件）否認決定支持。控訴審判決期

日：令和7年10月1日

⇒ 令和7年7月3日和解（1件）

電力需要者は高圧受電設備を30万円で購入する。

⇒ 令和7年9月29日和解成立見込（1件）

VI 破産債権査定申立 14件

VII I～IVのうち、(14)、(16)、(23)及びVI（14件）は、今後も継続。

第5 今後の管財業務

- 1 訴訟の遂行（第4．VII）
- 2 財団債権の支払い
- 3 交付要求への支払
- 4 配当

以上

令和3年(フ)第7615号

破産者 株式会社総合電商

破産管財人 服部秀一



財産目録

(開始決定日＝令和3年12月16日現在)

資産の部

単位:円

番号	科目	簿価 (令和3年5月末)	評価額 (回収見込額)	備考
1	現金	786,915	10,817,076	管財人引継予納金9,150,000を含む
2	預金	29,082,301	26,494,330	
3	売掛金	117,092,352	172,551,111	電気料金・工事代金
4	貸倒引当金	-710,000	0	
5	商品	703,328,895	0	
6	立替金	17,216,967	0	
7	前払費用	26,716,859	0	
8	未収入金	1,286,090	0	
9	仮払金	4,150,000	0	
10	建物附属設備	19,260,822	32,200	
11	構築物	75,105	0	
12	車両運搬具	54,902,025	1,683,850	自動車売却代金
13	工事器具備品	19,352,216	0	
14	一括償却資産	409,044	0	
15	施設利用権	1,361,400	0	
16	ソフトウェア	6,114,167	0	
17	出資金	57,345,000	88,960	
18	敷金	38,892,390	7,107,830	
19	差入保証金	17,274,004	0	最終保障供給契約保証金(差入なし)
20	預託金	66,164,110	0	
21	保険金	1,573,430	319,914,123	
22	加盟料	550,000	50,000	東京都宅建協同組合出資
23	宅建業界入会金	2,661,400	515,634	弁済業務保証金
24	保証協会入会金	305,000	0	
	資産合計	1,185,190,492	539,255,114	

負債の部

単位:円

番号	科目	届出額	評価額※	備 考
1	普通破産債権	8,423,194,833	5,813,928,910	
2	優先的破産債権		5,657,207	
3	労働債権 (財団債権分)	30,130,074	26,455,928	
4	交付要求(財団債権分)	60,224,223	60,224,223	交付要求額
5	財団債権(3, 4を除く)		34,240,433	
	負債合計	8,513,549,130	5,940,506,701	

※ 令和7年9月11日現在

收 支 計 算 書

自 令和3年12月16日

至 令和7年9月17日

令和3年(フ)第7615号

破産者 株式会社総合電商

破産管財人弁護士 服部秀一

(単位：円)

収 入 の 部			支 出 の 部		
番号	摘 要	金額	番号	摘 要	金額
1	引継予納金	9,150,000	1	人件費	26,791,969
2	現金	1,667,076	2	賃料	14,766,636
3	敷金・保証金	7,107,830	3	引越退去費用	3,196,951
4	電気料金	146,417,282	4	残高証明等取得	216,484
5	工事代金	26,133,829	5	水道光熱費	422,853
6	供託還付金	103,382,950	6	通信費	6,075,374
7	労働保険還付金	840,169	7	振込手数料	223,283
8	保険金	319,914,123	8	弁護士報酬	32,054,134
9	有価証券売却	7,595,278	9	文具費	851,410
10	動産売却	7,982,200	10	交通費	3,166,314
11	自動車売却代金	1,683,850	11	宿泊費	488,742
12	利息	972,356	12	弁理士報酬	66,000
13	出資金	300,476	13	検針業務協力者報酬	482,999
14	預金払戻	26,494,330	14	電気料金	76,518
15	切手	23,348	15	電子機器（パソコン等）	133,259
16	科目不明	711,075	16	雑費	83,609
17	全国宅地建物	565,643	17	ドメイン使用料	1,626,438
18	保証金	3,655,450	18	高圧コンデンサー採油作業	104,000
19	財団組入協力金	90,000	19	PCB分析調査	975,000
20	高圧受電設備売買代金	83,408,059	20	診断書発行	8,070
21	鉄くず売却	2,430	21	PCB処分費用	431,035
22	代理店手数料	427,570	22	診療記録開示費用	9,768
23	高圧受電設備中古買取解約金	350,000	23	税理士報酬	1,738,000
24	和解金	7,000,000	24	管財人報酬	30,000,000
25	過払金回収	393,819,982	25	記録謄写代	46,655
26	供託金取戻	72,001,064	26	保険料	68,420
27	配当金	3,250	27	札幌倉庫買取・処分・明渡費用	941,500
			28	キュービクル撤去作業費	99,000
			29	供託金	78,000,000
			30	取引明細発行手数料	5,170
			31	保管金	509,000
			32	再発行手数料（銀行）	1,100
			33	登記等証明書取得	333,396
			34	コピー・写真現像代	192,750
			35	照会手数料	18,116
			36	電気料金（財団債権）	61,506,584
			37	データ復旧代金	5,135,900
			38	振込依頼受付証明書	1,760
			39	過誤支払金返金	19,395
	合計	1,221,699,620		合計	270,867,592

差引残高 金950,832,028円

管財人口座殘高 金950,832,028円

貸 借 対 照 表

(令和7年9月11日現在)

破産管財人弁護士

服部 秀一



資産の部

負債の部

(単位:円)

番号	科 目	評価額 =財団組入(見込)額	番号	科 目	評価額
1	引継予納金	9,150,000	1	普通破産債権	5,813,928,910
2	現金	1,667,076	2	優先的破産債権	5,657,207
3	敷金・保証金	7,107,830	3	労働債権(財団債権)	26,455,928
4	電気料金	146,417,282	4	交付要求(財団債権)	60,224,223
5	工事代金	26,133,829	5	財団債権	34,240,433
6	供託還付金	103,382,950		破産管財費用(財団債権)	270,867,592
7	労働保険還付金	840,169			
8	保険金	319,914,123			
9	有価証券売却	7,595,278			
10	動産売却	7,982,200			
11	自動車売却代金	1,683,850			
12	利息	972,356			
13	出資金	300,476			
14	預金払戻	26,494,330			
15	切手	23,348			
16	科目不明	711,075			
17	全国宅地建物	565,643			
18	保証金	3,655,450			
19	財団組入協力金	90,000			
20	高圧受電設備売買代金	83,408,059			
21	鉄くず売却	2,430			
22	代理店手数料	427,570			
23	高圧受電設備中古買取解約金	350,000			
24	和解金	7,000,000			
25	過払金回収	393,819,982			
26	供託金取戻	72,001,064			
27	配当金	3,250			
	資産合計	1,221,699,620		負債合計	6,211,374,293

差引 資産不足額 4,989,674,673